

1971 年第 25 回宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 9月 25日(第25日目) 午前 10時 6分開議
午後 12時 28分散会

2. 出席議員(19名)

1番 伊佐徳次郎	2番 島德吉
3番 大川正雄	4番 天久盛雄
5番 宮城正光	6番 稲福仁正
7番 宮城仁政	8番 又吉正弘
9番 宮里敬行	10番 比嘉守盛
11番 安次富盛信	12番 岡崎正範
13番 櫻原泰信	14番 仲村春信
15番 山本朝探	16番 武井行男
17番 多和田真一	18番 大川昇
19番 玉那良行昭	20番 伊佐進仁
21番 比嘉義定	22番 大庭豊吉郎

3. 欠席議員(3名)

14番 仲村春信 16番 武井行男
22番 古波藏清次郎

4. 議事説明員

市長 島崎健一郎	副役員 坂延安一
收入役 永屋好水	総務課長 多和田真一
住民課長 知念和夫	厚生課長 伊佐友誠
税務課長 古波藏恒三	農林課長 斎間政光
商工課長 兼原盛真	都計課長 新垣信榮
建設課長 高岡城昇	消防長 大城仁季
固定資産課長 武島正季	

宜野湾市議会

水道部長 仲村春盛 営業課長 奥里将弘
会計課長 天久実 工務課長 金城健栄
教育委員会 知念俊吉 副委員長 仲本正重
委員員 石川栄良 委員 比嘉義栄
委員員 宮城豊吉 会計係 知花栄平

5. 事務局出席者

事務局長 末吉健男 施務係長 照屋毅
議事係長 畠袋真由 書記 仲村春夫
書記 比嘉定治

6. 議事日程(第二号) 1971年9月25日(土曜)

日程第1	議事第1号 宜野湾区教育委員会補助 金交付規則について
日程第2	議事第2号 教育区債を起すことにについて
日程第3	議事第3号 1970年度宜野湾教育区歳 入歳出補正予算
日程第4	

宜野湾市議会

議　会

議會は成立の前に下りたので、以下が
第9回宣誓式予算議案附屬議事録第2回日本
議會の開き方。(午前10時6分)

議　会

日程第1、議事第75号、直勝考正教省委員
会補助金の規則について議題となり
した。本多久一と朝請会相談より了
理事局の報告説明を仰がる。

教育委員会

提案理由を説明申上げた。
直勝考正教省委員会補助金の規則を制
度化して置いた。教育委員会議事録
にて規定されたものと併せ申上する。

議　会

令事第76号 賛成を許す

議　会

休憩一時間。(午前10時15分)
再開一時間。(午前10時15分)

12　　著

(2人で行脚のため體取不能)

教育委員会

局、補助金支給小額者に於ける3回

（脊柱・胸郭・骨盆・脚・手・頭部の各筋肉群、三つの
固体で構成され、これらの中でも骨格は特に、
脊柱、骨盆などの強靭な筋肉群、骨盆が骨盤内
に位置するため、太く厚いこれらの筋肉群は骨盆
上部、骨盆下部（腰椎部）を構成する固体の筋肉群の
筋肉や筋膜群で構成されて、筋膜は骨盆内
の骨盆底筋膜では骨盆底筋膜にて補助的
な役割をもつ。

8 脊
(腰椎部)

11 脊
(腰椎部)

11番

やうような、あります。最初から教育委員会が、機関とは、きり答えることか出来ないと言ふことであります。されば、対応費の合は（聴取不能）それが、補助金の第二条、交付の時期について委員会が、その都度定めると、言うことになってありますか。これは（聴取不能）事業計画書をつくらはずであります。そうすると委員会の金が、場合は、結果、この団体はしわよせを受けます。そこで何故指令の中では、一期、二期、三期と、言うふうな時期まで、はっきり示してありますのに、例えは半分にかけて（聴取不能）そうまたことをはっきり明確に出来ないでどうも。又、これを打ち出すと、何とてどう言つようだ問題が出てくらかというか。これは当初で申し上げたように委員会は單独のプランを持って（聴取不能）

議長

暫く休憩いたします。（午前10時47分）
再開いたします。（午前10時57分）

教育委員長

御質問の3つの点にお答えいたします。補助金対象の団体、これが外れても3つあるといつてくらんだから、それを明確にしなさいと、支障だとかどうあ

言葉でござりますが、御意見でござりますが、委員会としましては、第3条の規定によつて、そう言うことはなりと、こう思つてあります。13回3回体かく外にか
團體か出来て、そこからも申請か出
てくことはなれど、それから配られ
ると、第3条によつて明確にしなひ、た
と言う理由はござりません。しかし、
御意見のようば後で13回3回外の團體
かくも、そう言う何か出て、明確に
する必要か、今のこととはなれど思つて
あります。第3条によつて、それを決めて行
けば、そう言うことはなれど思つてあります
が、それがあつた場合には、後で検
討して行きなれど思つてあります。今のこと
は、別に明確に團體を明確にしな
かつた理由は別にありません。それから
補助金の率、つまり予算の範囲内とされ
てありますか。申し上げましたようば、その
率は、体協、と外の婦人会、青年会等の
事情が違りますので、率は13回3回ば
は決められなかつたと、決められなれど
思つてあります。体協に対するは運営費
などの補助を出してありますか、外の
青年会、婦人会に対するまでは事業に對
して補助を出してあります。そこで率、
基準を決めよ必要があると、後でそ
う言う何かありましたか、ござりましたか
当分、これでやつて、決めなけれはいかん

基準を決めなければいけないがん必要かいで
ございましたが、後で検討して行きたいと
思ります。第8条の件でござりますが、

甲乙の団体の事業をやった後の、補助
金を交付する試です加、委員会の会計
の都合もありますので、第8条委員会
がその都度決めると言う第8条は、二つ
の会計の都合を考えて、そう言うふう
に決められてあります。

11番、

私は全然理解出来ません、と言うのは
従来、該団体に過去があるとして来てあ
ります。そこで委員会に引きとった段階
で、恩恵でやった既成事実をそのまま
通じて来てあります。ところが今度、委員
会にあって、補助金交付規程をつくら
と、言う場合に、これを今の状態を委員
会規則でですね、裏付けしたのに
才すまい、そう私は見ていました。

そこで先程説明の中で教育活動、
3条が全然(聴取不能)その都度、
出て来たのを検討するんだと云うことで
すが、じゃ社会教育活動をする団体
があります。今補助してつなぐ団体の
中でも、これは必ずしも団体その他の
の全体がそう言う中のじゃなくて、事業
の中には、社会教育、或は教育情報、
そう言ったものをやる団体が、ある試なん

の方も、● そうすると、そうするとその
ユダヤにありますではありますね、私は第3条からは
該当してくる、そうすると出て来たい。
あなたがい方は、これは出来ないんだかと、
言うと今この条文でありますかと、
が。握手出来ますかどうか。その手元が
は問題がありませんじやなりかと、言うふう
にあります。そういふたような規則は
はっきりその団体にもありますか。
補助の対象にならないんだかと、明確に
ありますとによつてありますね、私はこの規則
の運営がですね、非常にやりやすくなります。又、
もし今、この団体を対象視するならば
次にどうしても、その団体も同じよう
に取扱わなければならぬんだかと、言う場
合はですね。これはその時点で押入
する。皆さんがこの団体を是非入れな
ければならんと、言う団体が出て来
た場合はですね。これがですね。これは
は明確にはまはすかあります。そうい
うようなことをですね、考え方であります
りな、ボカしたような条文になるとです
ね、非常に理事者の立場論じてあるじや
ないかと、言うのが私の考え方であります
。それが基準、これは体育と青年
会、または婦人会これは同じようには取扱
わぬから、基準を設えて出来ないと、言うふ
うなことだと思ひますか、これは団体の性
格があのあの違うります。豫定して、体育

対して百パーセントとしているがいはい、体
協に對して百パーセントとあるんだと、委員
会はやうんないと、何故明確に出来ない
かどうか、そして或はまた、百パーセント
する必要があるわけには、体協には組
合費の何パーセント、事業費は金額がと
言うふうなことか言えとはすれども、或は
また、青年会、婦人会にあっても、事業費の
何パーセントかと言ふうにはまだことい
まつてですね、その団体そのもので有
る、別の補助金はさういえないと、こり
だけの事業するためには、対応費はあた
かいで、アソんとか（聴取不能）と言うふ
うなことで、知恵をしぼって、「うう」と
変質するはあります。しかし、それ
かいすると事業をうちには全額さうい
うんだ」と言うふうな考え方かであります。
出てきます、あたかいい、そうアソうとでアソ
ね、悪、知恵、悪、そう言ふたよな
語調であります。そのまま存続するとして
なりますので、自然なる態度、基本的
な考え方をですね。どうあそびきかで
すね、その規則にありますんであります。
そして、8条の次にもし二の規則の中に入
りやれないとおもなれば、9条もうけて、会
則にフルでは別に規程を定めると、言う
ふうなことを言ってであります、この規程の中
で、補助金比率、体協はいくらいの補助金
を出すとか、或は青年会、委員会は事業

に付けて、何パーセント補助金を出すとか、或は対象となる団体の「聴取不能」をすればではある、はっきりするんじやないかと言うふうなことを考ふらぬと誤でありますか。それついでに付けておきます。
基本的な姿勢を私は聞いてありますので、もう1回、明確に、我々が納得のいく答弁を求めたいと思います。

教育長

又今の御質問にお答えいたしました」と思ひます。規則を審議するときには、私が一読だつた誤でござりますして、その審議の過程にあきまして、今の御質問の内容が我々、討論議された誤でござります。そしてこゆはどうしても予算が潤沢でないもので一部しか出来ないんだと、けれども体協は殆んど今の状態では全額やさなければならぬと、その二つの意味をですね、現やすためばでは、ここで、予算の範囲内にありてで、
節約しようじゃないかと、それは「3人な疑問だかですね、話し合ひ始めた中から、こう言う条文が出て来た誤でござります。最初は一部につれて補助するところが出来ると、現やそういうふうかと、但し、体協にあつてはその限りにあらずとして、費約しようじゃないかと、言うことでござりましたか。条文を見て

すね。条文をすりきりさせよためには、この「
かりいんじやな」がとあって、こう言う表
現になつた訳でござります。それから
第3条につきまして、今のところ市と一円
とした社会教育団体、またはスポーツ振興
団体を考へて、と、言うふうなことでござ
ります。それで、部分的なことは今よりこゝ
考へてなりと言ふことでもうなつてあります。
そういう訳でござりますので、先づ
指摘があつた様に規則を実施する
につけての事項は規
程をもつて定めると、言うふうにして、次
に、「子」の力題が出来ようなのは
ですね。規程によつて、これは、きり、
主義づけて行く。そういうふうなことは
必要ないけれども、この美は専員の
方々と御相談して、そういう方向にせ
って、下方にありますように、可様
に考へてある訳でござります。

II番

必要に応じて、規程、会則を別に定めると、
言うふうな考へ法がありますけれども、いや
しかばれ。先程から社会的な姿勢、考
え方を開いてありますから、補助金に対して
事業費に対する全額をやるんだと、
・或はどの程度、今考へてあらうか
どうか。それを聞きながら、た訳であります
か、体協はですね。体協は、フリでは、

今後とも全額を運営費並みに事業費、
全額、委員会が負担をしていく方だと、
そうしますと、この補助金と言うのが、
の性格がでかね、非常にありまりになつ
てきます。これは全額やまと言うことであ
れば、負担金の性格をあらできます。
従って補助金の対象の団体がいは
でかね、除外しあけはながなむのが
どうか。或は、民主団体に対して事業
費は百パーセント補助するのであるかと
うか。

教育局

審議の過程で話し合ひれたことは
あくまで本筋につきましては、現段階に
於いてアリ。殆んど全額に近づけ
補助するのを適正であると、あくま
でも現段階ですよ。それから他の民
主団体につきましては、運営費は除外す
やうだと、しかり事業費につきましては、
そのがなし事業についてです。適
正な事業についてしかりそれは予算の
範囲内にありて、今の区教育委員会の財
政状況がいいなと、ではね、あくま
で一部じゃなむと、いかんと、こうさ
うふうな話し合ひをもつたと覚えてあ
ります。

11番、

事業費の一部を補助する。

教育長

はい。

11番、

と言ふとではあるが、一部と言う率は
まだはっきり出してない。

教育長

そうである。或は50パーセントとか30
パーセントと言ふよりはではあるが、これは
ではあるが、運営ペーストです。本当に軌道
に乗ってはいるが、お3場合などではある。

はっきり3分の1と言ふことであります
が、今まではまだ育成の方面
が多めのではあるが、今のところは多くに
こしたこととはないんだが、率をはっきり
決めると言うことは適正でないかと思うと
言うような考え方でござります。

11番、

一部を補助するんだと、一部が(取
扱不能)だと、じゃ事業費の何パーセント
が妥当な線だとと言う方考え方であります
か。

教育長

その点は今ひとつ検討いたして
おりません。

11番、

これは先程から申し上げておこうと
特にこの規則はですね、復帰の時
で、直ぐ条例に変更となるかと、その条
例にそのまま変えて行きます。そうな
るともしも我々は慎重にやさいなければ
いけないという問題でありますので、民主
用体に対する方ですね、補助金の額、

率ですね。規則を改める現段階
での程度か(聴取予定)額を
ですね。はつきり額じゃなくて、率を貢
献として出しておきたいと、それによつて
ですね。我々がそれを果して妥当で
あるかどうかは、我々議会の審議の
過程でですね、十分検討して、そして
市にそのまま移行しておこうと、スム
ーズに妥当な線だと、言う線を出して
みたと、言うふうな考え方をもつてます。

その率を出しておきたいとしますが。審
議中に、これを審議終了までに専任
委員会に付託するかは、委員会に
よろしくおこないます。

教育長

その資料を出来ますけれども、

御希望にそよようにいたしました。

II番、

そこであります。申し上げたのは、予算の範囲内と言うことはであります。我々、じゃ、全然つかみようかありません。そこで予算の範囲内と言うことはあります。毎年かゆみと言ふことではあります。しかし従来、事業量かであります。タケナハタマリに、これは当然補助を出すべきであります。しかし事業量かタマリの場合に、予算が縮少された場合はあります。事業が少なければ年よりはあります。(聴取不能) そうなるとあります。その団体はあります。折角、育成してじゅんじゅん事業を拡大せようと言う時にあります。"3" 3の問題であります。逆な結果をまねかたとひ、限られた预算であります。従って、そう言ふと云ふ。十分、念頭に入れて審議したと思ります。要当な額の線をあります。出していただきたい。

議長

暫く休憩いたします。(午前11時5分)
再開いたします。(" 11時20分)

議長

日程の第1、議案第75号、宜野湾区
教育委員会補助金交付規則については、

宜野湾市議会

質疑の段階で総統審議といたしました
と思ひますか、御異議ござりますんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ございませんので、総統審議といたします。

議長

次に日程第2、第3は廻建案件で
ござりますので、一括上程いたします。

議長

日程第2、議案第78号、教育区債を
起立ことに付て、日程第3、議案第79号、
1977年度、宜野湾教育区歳入歳出予算に
付てを議題といたします。

議長

説明を省きまして理事者の趣旨、
説明を求めます。

教育長

議案第78号につきましては、普天間
第二小学校の校地購入につきまして、教
育区債を起立必要があつてまりました
し、又、教育区歳入歳出につきまして
補正予算を必要があることを了承

ですか。それにつきましての、内容の説明につきましては、会計の方にへ往けたした
と、可様に考えてあります。よろしく
お願ひ致します。

議長

両案に対する質疑を許します。

8番

歳出の1項、教育委員会費の更正費の
800ドル、それが1つ2項の中学校費の
教育振興費の中の旅費800ドル、その
又東ハツリ御説明をお願いしたり。

会計係

歳出/款/1項/1目の教育委員会費 800ドル
の交際費の増となつてありますのは、大ガリ
に、静岡県の大ガリに中学生を支援学生
として20名、こちかく送りまして、こちの
生徒への旅費と言うのか、出せたりため
に、錢引金、1人当り20ドル、委員会として
は、交際費、こちだけしかござりません
でしたかい、その額の範囲出てあります

現在、交際費と言うものは、総務課係
以外、1セントもござりませんために、この
分増と言ふる、うに計上してござります。

それから中学校費の2款2項800
ドル、こちは先の同様の大ガリでの
生徒20名を引率して行きました。歓

員の旅費より当初予算以外に、これが掛け出されて、この増をみて、これ又ござります。これは教員の引率旅費でござります。

8番。

今先の御説明では、大井川町へは3つ金になつてありますか、されば今から行くんじゃなくして今まで行ったもの、

会計係。

はい、これは行つたものに当初予算で、別のもので予定して、いたものを使ってしまって、もうここには、旅費と言うものはないものですから、追加いたしました。

8番。

これは使つたものに対して出来ましたですか。専決処分したものに対して出来ましたですか。

会計係

この頂のもう予算がなくなりましたから、追加をお願いして、これ又あります。

8番。

大井川旅費91.79.84.メタであります。

専決処分のほうであります。

会計係

これは説明が向違っております、
説明の記入が向違っております。その項目
がなくなりましたから、補正増をしてい
る款でござりますが、使った内容を示め
てしまつて、説明の内容が向違っております。

8番

寄付金の方は、教育委員会の方は、大
井川町に、交際費 20万円の金額別、それ
これは旅費ですかね、そういうふうに記さ
れてありますか。この支出はどの項目
でなされておりますか。予備費がさ
出されてあるのか、どうかであります。それ
ともこの項目が何で合算されてますのか。

会計係

その項目であります。

8番

この項目が、

会計係

はい。

8番、

こには出来るんですか。議会の議決をしなりで、予備費だったふと心りますか。出来ようになつてありますか。専決処分に對して、その項目が出来ますか。

支出の方は専決処分ですか。それとも、議会の議決ですか。大井川町への旅費ですね、それが（聴取不能）そう言つた支出については（聴取不能）。

会計係、

交際費は、リユウヨウ交際費の中に何とかと言う説明はござりませんかい。こには専決処分で交際費として使われてます。それから振興費の方は、同じ旅費で派遣してありますので、旅費の中かい。当然こには議決じゃなくして旅費としてくるでありますのかい出してあります。それまた専決処分……。

8番、

では専決処分ではなしと言つ解釋ですか。

会計係、

専決処分ではなくて、その項目になくなつたから、増額を予定してます。

8番、

委員会としては専決又合ひやなし
と言う考え方ですかね。

議長

暫く休憩いたします。(午前11時35分)
再開いたします。(午後1時40分)

議長

8番さんに対する御答弁を願います。

会計係、

1款1項、1目の補正は、説明は向
違っております。この費目にこれがだけの
不足が生じましたので、増を提案して
ある訳でござります。それから2款
又項又目、旅費の方も説明は違って
あります。この旅費が不足を生じました
ので、補正増を提案いたしました訳でござ
ります。

議長

暫く休憩いたします。(午前11時40分)
再開いたします。(午後1時44分)

又番、

8番さんに謝りたまして、ひとつ
お聞かせいたいと思います。かく(予想取手)

能) オの ベルの 役割が なって ありますか 方か。
これは 支給規程の 適用 を学けて 支給
されて あります から。

会計係。
旅費の 支給規則を 適用して 支給。

又 番。
打ち切りですか。800 と言うのは、
200 ベルの 又名になリまち か。(聞取不
能。)

会計係。
ノフタ ベル マセントで したので、これで
端数 テリニ ゼリ たしまして、200 ベルの
又名 と言と 計算を 土け てある かで ござ
ります。

又 番。
打ち切りでは ない かですね。

会計係。
打ち切りでは ない です。

又 番。
カラ / 実だけ あ伺り 致します か。
議案第7号の、 教育 団債を 起す ことバ
ツリ て ござります か。 この 件につれては
来年度に 日本 復帰 なりまして、 教育

委員制度 加かぬよと言うことはほほほ
検討 加つてリヨ訳でござりますか
その時実にありて教育委員会の財産
权の問題とか、リヨルナの問題か（聴
取不能）。しかし、起債は教育委員会
になりまして、一般財源がかかると、言
ふうになりますと、結局、市加今で起債
してありて、起債する方法か加ヨ訳であ
りますか。この件にあきまして市、当局
と、どの程度、調整なさいたか。何故
教育委員会として起債しなければ
ならない理由かあつたか。この点、今、
(聴取不能) かか、ある程度、聞いた
んですか。委員会としては、どの程度
この問題にありて当局と調整なさ
れたか、この点あ聞かせ願ひたいと思
ります。

会計係

当初予算のときかふ、市当局との
話し合は続けられておりましたか。当初
予算当時は、市か、今あ話しの様な
市の起債と言ふ中で、相談して來ま
したか。起債計画の中にも書いてしまって
こゆか。市の分の追加が出来たからい、
言うことで委員会名義で起債を起
すようだと、言うことになりますて、この分
だけは委員会の起債…。

久藤

しかし、予算編成当時は（聴取不能）という言う面でありますか、おれたてどにありますて、委員会が（聴取不能）、登記も委員会になさりと思ります。その後又登記がなしだけではいかないにて、相当の登記がえとか、費用がかかると思ります。その場合に、個人の財産、委員が肩がかりして、個人にて負担がかかるなりと、言うような登記がえたる問題はなると思ります。これは復帰後は相当問題が出てくよと思ります。

今先、おれたと言ふことはないんにあつたが、そのま詳しく、私もおれたと言うことは初めて聞きましたて、ありですか。

年度途中から起債もありして、一般の起債ではとうてり無理かと云う話しが聞こえてありますか、どうもう面でどう言う、調整の段階で起債がおれたかどうかどうぞね。そのま詳しく御説明お願いいたると思つております。

会計係

こちらにですか、市にですか。

久藤

一心、委員会がいは、事前にあつて起債の手続きは当局になされたりどうか、調整の段階で。

会計係

起債の手続きまでは、行ってなくて、
リゆゆう、口頭によっての話し合いかござ
りました。

父君

これは調整の段階ですか。予算の
煮つまつた段階ですか。予算を出す場合は文書を出すよろになつてりますか、調
整の段階なら口頭でもいいと思ひま
すか、煮つまつた段階でも出したんだ
が、文書は出したんだか、もれ方と言つ
ことですか。

会計係

そうじゃなくて、市の場合、お詫
し聞けた範囲内では、市の場合には政
府の方々と、起債計画の打ち合せがあ
るのですが、委員会はそれはござりま
せんので、文書で出してもらいたと言つて
じゃなくて、当初予算の場合に、直ぐ
かまと言う名目じゃござりませんでした
から、次の補正あたりに、借り入れす
ると、言うことの申し入れをしてありま
んで方がいい。それから政府との調整の
中で、二つ分はもれあってあると、言うこと
をお聞きいたしました。

父翁

委員会とり方しましては、復帰後は内容は、教育関係はあまり調べてはござりませんが、復帰後の措置として、財産・起債の措置はどうなさるか。今の8月或は9月と言ふ話もありまいか。その段階にあつての起債、今まで起債した分のつきにの分か、或は措置はどう考えてらうかどうかですね。

会計係

これは外にありますので、復帰した段階では、今、あっしゃりますようになついても正確なところまでは解っていませんが、あくまでも、委員会の、これまでには委員会の財産として持て、市に移管する以外はない。

父翁

これは1ヶ月であります。1ヶ月までは委員会にまかせて、この分だけ、~~あつて~~ あってあると言う考え方の方。

会計係

そうなります。

父翁

そう言っておき、法的に可能であ

されど、まではまだ検討してない
訳ですね。

会計係

はい、やってあります。

又番

当局はいつの時まで、相談うけまして
それで今先、委員会の方から起債計画
の中に、もれて者類が出来なかつたと、
言うことで、答弁のようですが、市当局
としては、この問題にあつてはどう言う
立場で、こう言う結果になつたか、
ひとつ説明願ります。

助役

これはゆき達とか、そう言うよ
うな問題じゃござりません。起債は今、
地方課が起債の考え方につきましては、
いつもゆき、72年度の起債計画は、
71年度の当初で既に終了してござ
ります。何とかは現在既に73年度の
起債の計画は既に地方課であります
がござります。それで予算編成の
ゆきゆき又へ5月頃から起債を教育
委員会がしたと/or/と言う。その時既に
計画の段階は既に過かてあります
ので、どうしてかあらためてこれは
追加することは出来たりと應えます。

意味でございましたて、その当時、かと
1ヶ年 ぐらひ以前に第2小学校の二つ
言う計画があり、当局としては了解さんし、
又、教育委員会かいはそうきう申し入れ
が、その時度はなむかってあるんであります。
72年度の起債の計画の中に入れてな
かったんで、あむためて追加するゝと
かい、不可能であまかく、一般会計の
起債では出来ないと言ふことを申長
かい、答えたと言ふふうに考えてあります。

久番、

その申請の時期を過ぎて後、知りま
せんたので、措置が出来なかつたと言う
話ですね。委員会としては、この問題は起
債という問題にありては、その時度では
関心があつたと言う事ですか、調
整がされてなかつたと言う話ですか。
(聴取不能。)

教育長

復帰の時度では、教育財産か市
町村長の方に移すとこう言うふうな
考えますか、そうしました場合に、今、
起債して買、た教育財産かどう言う
手続きでやひれて行くか、スムースに行
くかと言う、こう言うふうな御質問の
様だと思りますか、別の教育区にあ
ましては、そら言う校地とかですかね。

場合によ、アは施設まで、教育園地のものは、教育委員会で起債を起してある。
こちかは市の方で起債を起してある
れることバフキましては、大変ありかた
リなあと、こう言うふうに思つてあると
ですか。今度せですね、近く外の教育
区で学校敷地を購入する、起債を起
すと詫ですか。そうしますと復帰の
時莫ではどうなるかと言つてお方か。
やはり今必要なものは、教育区で
起債を起して、購入しておりて、復帰の
時莫では、その時莫では適切な措置
を考慮していいと、言う方か私達の
考え方でござります。

又春。

私が申し上げますのは、結局、起
債ですが、必要なものは、どんぐん、当然
出しますは一般財源でござります。
これはどんぐんさせてよろしくござ
ま方か。しかしこれが後々、問題を
かきし出さんかと言うことでござります
て、例えは、委員会で教育委員会で出せ
んと言うことになれば、登記のやり方あ
し、或は銀行との問題も出てくると
思ひます。だから、その以前にどあせ
財源か向しながつくのは、工事は
委員会でどんぐん進めていいんです
か。どあせ一般財源か出ます財源

でござります。たゞ今の中で、そう言う方法が可能であれば、始めから一般財源として一般財源と同じような方法でやれば、そう言う財産の問題、或は登記の問題も、その時点で内題であります。しかし、どうようと、どうしようと、どうかまして、委員会が計画されまくるに変ゆる、同じ一般財源がかかる変わらんと、言う問題でござります。そういうことでござりまして、十分な措置が出来ると、言うことであります。それが私の質問の要旨でござりまして、十分、その措置がといふべきと言うことであります。よく解りましたので、これで質問を終ります。

8番、

先程の交際費と旅費でござりますが、実際、当初予算で計画をされてたるものか、あくまで出た場合には、当然、その予算措置、そう言うものは、議会で当然その措置をすり下さりやうと、当然でござります。しかし又、石や木をねだり、そう言う議会を開く時期、そのものか本当にあやなり場合には、そのような措置もござります。そこで我々としては予備費で当然措置を下さりやうとするのじゃなかつたかと、言うような考え方でござりましたが、前の質問によつて、

委員会としては、これはそう言う方の
ではなく、"めゆる、当初からそう言う
予算の計上がいたし、またような変更をさ
れてあります。そこで額面となり、委員会
のあしゃることを額面となり、うけとて
質疑にはリリカ"と思ります。ではこ
の交際費、今から行なうとしてあります。
その800ドルは今後、どう言った計画、
どう言ったような事業のものによって800
ドルを更正しなければならないのか。

800ドルであります。"めゆる 説明者
は全部消してくれ、言うふうになつてお
りまつので、今後、この旅費が800ドル
更正と言う形になつてありますか" どう
言つたものに800ドルを計画なされてお
るが、そのつんを明確に示めしておら
ないと思ります。更正をするかしないには、
それなりの計画があるわけあります。

会計係

最初の交際費の方は、当初予算に下さりまして、先づいざなふ通り、何回に亘つてう手
は大致難いと訴であります。不体例某
額を想定して交際費は予算に分りづかれて
これ生所に限つては、該款の説明は
不妥困難だと覺つております。

次に第2回目の旅費は、当
初予算からして派遣旅費の範囲にて予
算に付りづかれて、二ヵ月を當初予算通りの本
土派遣だけあるべく予算に付する説でござります。

8 稽

今まに特ハイニ。更セキテ了了せられぬ交際
費についても張りてござつた。交際費は明確に
各々の申請は行なはれども、更セキテ了了
には行なつておらずこれが交際費では見付一
カ所、今後セラーハ行なはざが予想されま
す。且つ交際費を備セラレハ、更セキテ
一カ所に付れば、約3種後明確にされま
いハカセ。交際費がどうかに付心要ハ有
ハセーカとは審議に付ります。又、観察
についても張りてござります。今後との付心
研修、セラーハして出張旅費するので、そ
して800ドル位の費用に付し、1000ドルの説
明が付しと旅費は審議でお願いトイカ。議
論付いては、セラセラ。

本部休

これは具体的に説明を加えてから資料を
提出いたす。

議報

休業の件 (午後の時刻)

休業の件 (午後の時刻)

12 章

子薙レポートは内に軍械分科に屬するが、
当該連隊の子薙の乗組の場合はそれが子の具
体化してしまつてはいと述べて居つた事
である。当該子薙は自らで申す。私が車
上に付けておらず、学生方ほど貴重な家
具がござらず、それで子薙が言つても、其の理由を存
在すれば否いかがれども、それにはそれ
として私が説明はこれは自然に何で
あります。消されましたが、子薙は車に入れて
居る。それから車のレイン。これまで少く、午
後五時半で前半場合は提出できました。
これがいつかは、次までを以て場合は提出できました
は白紙に表す。二つともにあります。
これらで全部800円、400円前半場合は
提出できました。午後場合は提出できました
が、これは車の運転手がこれより遅いのです。提出しました
が、これでいいですか。私は具体化もしてお
らずです。

会計係

古川レセラ通り、前除された場所には当然
支出できまい。でうから今先申し上げて
少しお具体的な資料を提出いたしまして、
お審議の上、御一考り。

議 章

休憩中の会話 (午後0時10分)
齊藤・山口 (午後0時15分)

II 考

私と説明資料のデータとして一起は抹
消しておきまし、それし、何よりは一元確認
しておきまし。私等がやむを得ないのは大井
川町が滞在費は全額負担されるという方
向いの開いておきまし、それし、どうやらの事
實とこれがどうなりますかについて、われてどう
様な点と一つ並んで開いておきまし、どうか
う情勢にやむを得ぬと見なすが、それで
二つ4名、何日同二つに滞在し、1マントれ
何づからこの滞在費の負担をかかるかの
が、われて行が同一の仕事です。

会計係

大井町に着いてからこの滞在費は向こう持つ
というふうにやめておきましたのでござります。

II 考

そのことは、これらは全然負担していいだ

16. 省のやうに。

底辺條

17.

11 省

おのづかし、行くよどりの車馬償付
は二三五が負担されようがいいのよ。

底辺條

おれ水外の車馬償、11、行で47万。
滞在費水外。

11 省

滞在費は全部同一の負担ですか。
引率省七全額。

底辺條

18.

11 省

おれ、おれ、おれの車馬費は33万
△3万。

19 省

お銀の旅費74号と関連して37
用に支拂ひますが、予算の中に、3款で3が3
款の御旅費の中に3が、穿ニ小学校幼
稚園の便所心の2,400ドル以上で3年が穿

立野市議会

シトの様な内閣の御園、これが一寸缺でや。

会計係

以下御園はまだではが北人が、幼
稚園の、公立幼稚園の認可申請を多く傍
らの署名を多く予算二千円が入りたり。
これらはどのくらい飯でもいい。園長が何種類
差があるわければ認可条件に付くのが缺です。
認可条件として子供認可料金でなければならぬ。

19 看

れづれと、認可条件にて復行料金を先に
かっておこうという意味ですか。これは工事
請負費に含まれる事が、2,400円。

会計係

これが飯の園長はでなくていいから。

19 看

園長はでなくていい。

会計係

され、飯園長はでなくていいから。

19 看

飯園長の復行料金でいいですか。

会計係

この下今

19 稲

玄関では飯田君には像物跡跡の話ですが。

玄関係

ジターナル。

19 稲

ム。ナシーナ。

18 稲

収入の引数5日の猶入。度量衡理下請
屋減りんぐの年が、2.195円の減りんぐ
の年が、これはじつは性質ももとでどん
うかが、餘存金額補助の年が。

玄関係

ム。これは。

18 稲

されし、先づ高がく、歳出の行方がわかれ
るやうにんぐ、どういへ。結局減らは行け
るやうにんぐ、予算とは千疋金の減りて2.195
円の減りんぐと缺で、けられ歳出の
方れいへは何もかられてきてかられどが、
これはじつは類似ももとであります。この
減り理由も歳出面がかられると比較が
できるやうにんぐ、じつは外様量をもれどが。

底薪俸

収入 2,195円の底は当初予算より
少しあ下体(例年より500円未だれたり)
それゆえ、例年より多くて大体500円
少く月額200円の予算を一かんにしたが、
それを500円と455円の間に在り
なりうる。これが455円の月額は球37
1.これが7月1日から諸契約が止まると
か毎月球は部隊の用意で7月半契約で
2,195円。これが8月末までやく契約
が止まると、11月分は想定で500円
で、計2,195円の減額は7ヶ月にわたり
125円の方。

手 薪

収入行野(月)で150円、収入行野(月)で
50円収入が月で減れる計算でいく。

底薪俸

180.

手 薪

諸負担減らすのが実現しないでかかる。

底薪俸

12.455円のうち、この諸負担を150円
の内100円が諸負担の底の150円に入ると

牛 畜
干請魚.

豚刺身

干請魚以同江内七の生干請魚以形
此作にて少ぬ。此以毎日屋食ニシテ方以
次第ハカタレバ。

牛 畜

これ以例。飛行場やうにあれてアゲ。ム
れのカレ。

鶏 畜

（本塊一斤1.5元。（午後1時20分）
胸肉一斤1.5元。（午後1時25分）

鶏 畜

日和ト空ニ、鶏番育44号、日和ト空ニ、鶏
番育44号ハアリテは、鶏飼番育44号を
石一七室一カ所下。1400に一果派ハアリテ。

（果派付土岐）

鶏 畜

（果派ハアリテ。鶏飼番育ハ深灰
ハシナウ。

鶏 畜

本日より猪内屋那崎子山口市販

月29日、午前10時市立寄宿舎在園児
名、不登校者市立小学校へ登校した。

新井(午後10時28分)